

んまい！山形 農と食の検定実施要綱

第1 趣旨

山形県は、豊かな自然の恵みと先人たちの品質向上等の努力により、多様で優れた農産物を生産しています。また、知恵と工夫により四季折々の郷土料理や漬物、乾物といった加工品など、奥深い魅力のある食文化を育んできました。これら、本県の農と食は、他に類をみない、全国に誇りうる、本県にとって最も価値のある資源の一つです。

しかし、このような資源に恵まれている一方で、農林水産業のおかれた環境が厳しさを増すとともに、ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展、外食や中食の発達など社会環境の変化に伴い、私たち県民の食に対する関心や感謝の気持ちが薄れがちになり、欠食や瘦身志向など様々な食に関する課題が顕在化しています。

このようなことから、山形県の農林水産物及び食文化等に関する知識を問う検定を実施することとしました。

この検定により、県民の皆さんの食への理解を広げ、食に関する活動を促進するとともに、みんなが山形の食を自信と誇りをもって発信していく機運を高めたいと考えております。

検定に合格した方々の思いを皆さんで共有し、学校で、地域で、家庭で、本県の農と食を学ぶ活動が、全県的な運動として広がっていくことを、そして、この運動を通して山形県が「おいしい食の産地」であることを、全国の誰もがイメージできるようになることを期待しています。

第2 検定実施日時及び会場

(1) 日時

検定は、年2回実施します。日時は次のとおりです。

それぞれ、13時15分までに受付を済ませ、所定の席に座ってください。

- ア 第1回 平成23年8月28日(日)13時30分から15時まで
- イ 第2回 平成23年11月13日(日)13時30分から15時まで

(2) 会場

次のうち、希望する会場で受検することができます。

- ア 山形県村山総合支庁
- イ 山形県最上総合支庁
- ウ 山形県置賜総合支庁
- エ 山形県庄内総合支庁

第3 受検資格

山形県の農林水産物と食文化を愛し、このために自ら行動を起こしたいと考えている方で、本県の農と食の応援隊として本県農林水産業を元気にしたいと考えている方。

合格者名簿に氏名及び職業並びに連絡先の住所、電話番号及び電子メールアドレス等を登録し、県から随時資料の送付や研修会等の案内を受けることに同意していただきます。

第4 検定の出題範囲及び出題数

「んまい！山形 農と食の検定テキスト」の基礎編から 30 問、発展編から 70 問の合計 100 問を出題します。

第5 んまい！山形 農と食の検定テキスト

検定テキストは、無償配布します。配布場所は後記のとおりです。ただし、配送を希望する場合には着払いの送料をご負担いただきます。また、県のホームページからダウンロードすることも可能です。

第6 検定方法及び出題形式

筆記による4肢択一方式で行います。

第7 合否の判定基準

70 問以上正解で合格とします。

第8 受検申込

受検を希望する方は、受検申込書（別紙1）により申し込んでください。受検申込書は山形県農林水産部新農業推進課にお持ちいただくか、郵送若しくは電子メールで申し込んでください。

(1) 受検申込書

ア 申込書は所定の申込書を使用してください。

イ 受検申込書は後記の場所で配布します。

ウ 受検申込書の郵送を希望する場合には、山形県農林水産部新農業推進課に 80 円切手を貼った返信用封筒を添えて、御請求ください。

(2) 申込期間

ア 第1回目：平成 23 年 6 月 1 日（水）から 7 月 22 日（金）まで

イ 第2回目：平成 23 年 9 月 20 日（火）から 10 月 21 日（金）まで
（郵送の場合、申込期間最終日の消印があるものまで有効とします。）

(3) 受検申込みの電子メールアドレス

・ 県新農業推進課の電子メールアドレス ynosui@pref.yamagata.jp

※ 件名には、必ず「【食育検定申込書】」と記載してください。

第9 検定手数料

無料とします。

第10 受検票の交付

(1) 受検申込書を受理したときは、検定の 10 日前までに受検番号及び会場を記載した受検票をお送りします。

(2) 検定の 1 週間前までに受検票が届かない場合には速やかに御連絡ください。

第 11 検定に携行するもの

受検票、筆記用具、時計

第 12 検定結果の発表

- (1) 第 1 回目の検定の結果については平成 23 年 9 月 16 日（金）午前 10 時に、第 2 回目の検定の結果については平成 23 年 12 月 1 日（木）午前 10 時に、合格者の受検番号を県庁及び各総合支庁の掲示板に掲示します。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp>)に掲載します。

- (2) 検定結果の送付を希望する場合には、封筒に送付先の住所・氏名を記載し、80 円切手を貼って、受検申込書に添付してください。

第 13 「んまい！山形 農と食の応援隊」への登録

- (1) 検定合格者については、「んまい！山形 農と食の応援隊」に登録し、登録証及び記章を贈呈します。
- (2) また、登録者名簿に氏名及び職業並びに連絡先の住所、電話番号及び電子メールアドレス等を登載します。
- (3) 名簿は、合格者証及び記章を保持している方の把握を行うこと並びに県から随時資料の送付や研修会等の案内等の情報提供を行うことのために使用します。
- (4) このため、定期的に登録内容の確認を行うものとします。

第 14 検定の免除

次に掲げる方は検定に合格したものとみなし、希望する方については「要綱第 14 の規定に基づく『んまい！山形農と食の応援隊』登録申請書」（別紙 2）を県新農業推進課に提出ください。審査のうえ、該当する場合は「んまい！山形 農と食の応援隊」に登録します。

- (1) 国の「食育推進ボランティア^{※1}」の表彰を受けている方。
※1 若い世代を対象に食育を推進する先進的取り組みを行っているボランティアについて、都道府県や指定都市の推薦を受けて内閣府が表彰している方
- (2) 県が「食育名人^{※2}」に認定している方。
※2 食に関して地域で特色ある活動を行っている方を市町村から推薦を受け、県が「食育名人」として認定している方。
- (3) 県又は生産者団体において、普及指導員等として農業者等を支援した相当の経験（概ね 30 年以上）を有し、かつ現に食育ボランティア活動を実施している方で、県が適当と認める方。

第 15 「食育名人」の認定について

「んまい！山形 農と食の応援隊」に登録後、食育活動の顕著な実績を収められた方については、「食育名人」に認定します。

第 16 問い合わせ等

- (1) 検定全般に関するお問い合わせ、受検申込書の提出は
山形県農林水産部新農業推進課食育・地産地消推進班
住所 〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1
電話 023-630-2427

- (2) 検定テキスト・受検申込書の配布は次の場所でも行います。

ア 村山総合支庁産業経済部産業経済企画課
住所 山形市鉄砲町 2-19-68
電話 023-621-8447

イ 最上総合支庁産業経済部農業振興課
住所 新庄市金沢字大道上 2034
電話 0233-29-1316

ウ 置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課
住所 米沢市金池 7-1-50
電話 0238-26-6042

エ 庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課
住所 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1
電話 0235-66-4723